

厚木・愛川・清川地域在宅医療 I C Tシステム構築モデル事業 運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 神奈川県医師会が、神奈川県補助事業として在宅医療の充実に向けた医療連携及び医療介護連携体制の構築を目的に厚木・愛川・清川地域をモデル地区として実施（以下、「モデル事業」という。）するにあたり、必要な種々の検討等を行うことを目的に「厚木・愛川・清川地域在宅医療 I C Tシステム構築モデル事業運営協議会」（以下、「協議会」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 「厚木・愛川・清川地域在宅医療 I C Tシステム構築モデル事業運営協議会」は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 一般社団法人 厚木医師会
- (2) 社会医療法人社団三思会 東名厚木病院
- (3) 公益社団法人 神奈川県医師会
- (4) 厚木市福祉部福祉総務課地域包括ケア推進担当
- (5) その他

2 「協議会」は、代表者を1名置く。

3 代表者は、その「協議会」委員がこれを互選する。

(協議会)

第3条 「協議会」は、必要に応じて会議を開催する。その開催通知は、代表者が行う。

2 協議事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 「モデル事業」の実施にあたり事業運営等に関する事項。
- (2) その他「モデル事業」の目的を達成するために必要と認める事項。

3 座長は、原則として、代表者が務める。

(事務局)

第4条 「協議会」は、業務を円滑に遂行するために「事務局」を設置する。

2 「事務局」は、厚木医師会事務局が担当する。

3 「事務局」の業務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 「モデル事業」の実施にあたり事業運営等にかんする事項。
- (2) その他「モデル事業」の目的を達成するために必要と認める事項。

(庶務)

第5条 「協議会」の庶務は、「事務局」が行う。

2 庶務を担当する者は、「協議会」に出席する。

(その他)

第6条 本要綱に定めるもののほか、「協議会」の運営に必要な事項は、その都度定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。